

## 31 広域計画の期間及び改定に関すること

主管：総務課

### 経緯

地方自治法第 291 条の 7 の規定により、広域連合では議会の議決を経て「広域計画」を作成することとされています。

前回の第 5 次計画は「木曾広域連合第 5 次広域計画策定委員会」を設置し策定されたもので、計画期間を平成 30 年度～令和 4 年度の 5 年間と定め、事務事業実施や調査研究等を精力的に進め、期間中に生じた新たな項目については、構成町村議会の議決を経て規約を改正し取り組んできました。

今回、第 5 次計画期間の満了に伴う新たな第 6 次計画の策定にあたっては、各界や住民の代表 19 名に委員を委嘱し意見を聴取しながら、複数回の委員会を開催して策定しました。

### 現状と課題

設置要綱では、策定委員の任期は策定が終了するまでであることから、この広域計画期間中の事業の進捗状況について、第三者の立場からチェックする機会が必要です。

事業のチェックのため、議会での報告のほか、毎年度決算時に提出する「成果報告書」等の資料をホームページなどで公開し、より広く住民の意見を求めていく必要があります。

### 今後の方針

本計画の期間は、原則として令和 5 年度～令和 9 年度の 5 年間とし、改定は 5 年間で単位に計画期間満了前に行うものとします。

しかし、状況の急激な変化や事務の追加等により、計画内容の変更が必要な場合は、速やかに見直しを行い、議会の議決を経て計画を改定することとします。

### 施策

- 1 各事業の進捗状況をチェックするため、年度ごと「成果説明書」を作成、公開します。
- 2 本計画が終了する令和 9 年度までに、次期計画を策定します。